

# 原村 住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

**1. 令和5年度取組目標**

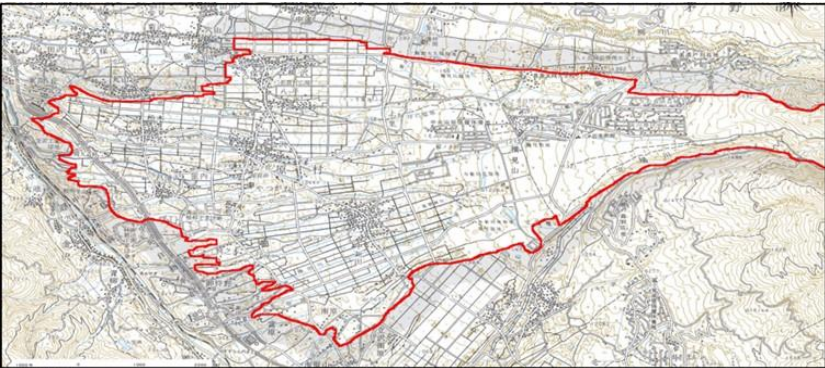
- ・住宅に対する耐震診断士派遣事業費補助戸数 4件
- ・住宅に対する耐震改修工事費補助又は除却工事費補助戸数 1件

**2. 緊急耐震重点区域の設定**

緊急耐震重点区域は、本村の住宅耐震化の状況から下記の区域とする。

**緊急耐震重点区域 : 原村全域**

**○対象住宅**  
・昭和56年5月以前に建築された住宅



**3. 取組期間**

**取組期間 : 令和4年度 ~ 令和7年度 (4年間)**

	R3	R4	R5	R6	R7	R8
AP作成	■					
AP実施		■				

**4. 普及啓発活動の実施計画**

- ①住宅所有者に対する直接的な耐震化促進
  - ・リーフレット・チラシ等を用いDMの送付により周知する。
- ②耐震診断実施者に対する耐震化促進
  - ・耐震診断結果とともに、改修事業者リストや改修費用目安や制度の案内する。
  - ・診断後改修を検討中の方に、継続して定期的にDM等により改修を促す。
- ③改修事業者の技術力向上に関わる取り組み
  - ・県と連携して技術力向上に向けた研修会等を周知・実施する。
  - ・耐震改修事業者リストを作成し公表する。
- ④一般への周知普及
  - ・広報を通じて耐震改修の必要性について周知する。
  - ・庁舎においてブース展示等を行い周知する。
  - ・耐震補助事業内容がわかるリーフレット・チラシを作成し配布する。

**5. アクションプログラムの実績**

- ・住宅に対する耐震診断士派遣事業費補助戸数 2件
- ・住宅に対する耐震改修工事費補助戸数 0件

**6. 前アクションプログラム取り組み実績**

- 令和4年度実績
- ・上記1~4の実施計画内容を実施した。